

令和5年11月21日

議会運営委員会委員長 小幡俊之 様

飯塚市議会議長 江口 徹

議会基本条例について（諮問）

地方分権型社会への実現へ向け、地方分権一括法の施行などにより国と地方のあり方が整理されてきました。国から地方への権限移譲が推進されたことで、自己決定・自己責任による自治体運営が求められています。また少子高齢化の進展や生活の多様化など自治体を取り巻く状況は、厳しくなると共に複雑化しており、二元代表制の一翼を担う議会の重要性は高くなるばかりです。

また、その意思決定において、住民参加の促進や意思決定の透明性の確保がさらに重要になるなど、議会運営において強調されるべき価値観や原則が変わってきています。

そういった時代に対応すべく、平成18年に栗山町ではじめて制定されて以降、議会基本条例は、議会運営の原則や市民と議会、議会と市長との関係等について、議会の基本姿勢を明文化した議会の最高法規として、多くの議会で検討され、現在では、全国の約7割の市議会で制定されています。

自治体議会によっては、議会基本条例の制定が議会運営の見直しの契機となるなど、その成果も聞こえております。

飯塚市議会においても、議会のあり方を見直すことが、市民との連携を一層深め、信頼される議会づくり、ひいては持続可能なまちづくりに貢献する重要なステップになるのではないかと考えております。

つきましては、議会基本条例について、制定の状況、その意義、各項目の必要性等を含め、十分な審議をしていただきますよう諮問いたします。